

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 2 6 日

茨城県立中央病院長 島居 徹

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

夜間看護補助者派遣業務

(2) 調達件名の特質等

茨城県立中央病院長が指定する別途入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 茨城県立中央病院（茨城県笠間市鯉淵 6528）

2 担当部局

〒309－1793

茨城県笠間市鯉淵 6528

茨城県立中央病院事務局 （入札手続関係） 経理課 三次 内線 2026

（仕様関係） 看護局 外塚 内線 2301

電話 0296－77－1121

F A X 0296－77－2886

メールアドレス chuuoubyoin2@pref. ibaraki. lg. jp

3 入札参加資格

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年 2 月 29 日茨城県告示第 254 号）に基づく入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 過去 3 年間に許可病床数 500 床以上の医療機関において、夜間看護補助者派遣業務に係る実績があること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 入札説明書及び仕様書の閲覧期間及び場所

茨城県立中央病院のホームページ

(1) 期 間

入札公告の日から令和8年2月9日（月）まで

(2) URL

<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

5 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問すること。

ア 質問受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月2日（月）まで

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方 法

質問は持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和8年2月9日（月）午後5時まで

イ 方 法

茨城県立中央病院のホームページに回答を掲載する。

<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり持参、郵送又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)から(7)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年2月16日（月）までに、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 5 の (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に必要事項を記入のうえ、2 の担当部局に提出すること。

イ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

ウ 落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出

令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 10 時 45 分必着

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時

令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 10 時 45 分から

イ 場 所

茨城県立中央病院 本館 2 階 大会議室

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 112 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない又は記録した事項が明らかでない入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 指定の日時まで提出されなかった入札

(8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日

から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第 114 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず 2 の担当部局へ持参、郵便又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届（様式任意）を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

13 契約書作成の要否

要

14 詳細は入札説明書による。

15 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に係る令和 8 年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (4) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了解を得ること。
- (5) 入札等のため、院内に立ち入る場合は夜間入り口より入館し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。